

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 令和2年3月4日(水)

開会 午前 9時00分

閉会 午後 零時13分

出席者 委 員 委員長 古 沢 ちい子

大 浦 兼 政 浅 野 貴 之 内 海まさかず

針 谷 育 造 白 石 幹 男 松 本 喜 一

梅 澤 米 満

議 長 大阿久 岩 人

傍 聴 者 森 戸 雅 孝 小 平 啓 佑 川 上 均

大 谷 好 一 坂 東 一 敏 青 木 一 男

小久保 かおる 氏 家 晃 入 野 登志子

千 葉 正 弘 永 田 武 志 福 富 善 明

関 口 孫一郎 針 谷 正 夫 小 堀 良 江

福 田 裕 司 中 島 克 訓 天 谷 浩 明

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 癸生川 亘

副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 新 村 亜希子

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

| | | |
|-------------|------|-----|
| 生活環境部長 | 橘 | 唯弘 |
| 保健福祉部長 | 藤田 | 正人 |
| 子ども未来部長 | 高橋 | 礼子 |
| 市民生活課長 | 大山 | 勉 |
| 保険医療課長 | 間中 | 正幸 |
| 環境課長 | 福田 | 欽也 |
| 環境課主幹 | 伏木 | 広安 |
| 斎場整備室長 | 海老沼 | 博行 |
| 人権・男女共同参画課長 | 毛塚 | 加奈子 |
| 藤岡市民生活課長 | 落合 | 美知代 |
| 西方市民生活課長 | 中田 | 治彦 |
| 福祉総務課長 | 渡辺 | 健一 |
| 障がい福祉課長 | 廣田 | 智之 |
| 地域包括ケア推進課長 | 首長 | 正博 |
| 健康増進課長 | 石川 | 交子 |
| 子育て支援課長 | 大豆生田 | 雅志 |
| 子育て支援課主幹 | 清水 | 孝之 |
| 保育課長 | 小川 | 稔 |

令和2年第2回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

令和2年3月4日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第14号 栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第15号 栃木市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第16号 栃木市予防接種委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第24号 指定管理者の指定について（栃木地区急患センター）
- 日程第5 議案第9号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第9号）（所管関係部分）
- 日程第6 議案第10号 令和元年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第11号 令和元年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第12号 令和元年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）
- 日程第9 請願第1号 栃木市火葬場建設に関する請願書

◎開会及び開議の宣告

○委員長（古沢ちい子君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（古沢ちい子君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（古沢ちい子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第14号 栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） 本日もどうぞよろしく願いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第14号 栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書は1ページから2ページであります。また、議案説明書は1ページから3ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書の1ページを御覧ください。議案第14号 栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由であります。国の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正を踏まえ、印鑑の登録資格者から成年被後見人を一律に除外する規定を見直すため、栃木市印鑑条例の一部を改正することについて議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要につきましては、印鑑の登録を受けることができない者のうち成年被後見人を意思能力を有しない者ということに改めるというものでございます。

参照条文につきましては、省略をさせていただきます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、

2ページと3ページを御覧ください。2ページの現行にありますように、印鑑を登録を受けることができる者から満15歳未満の者と成年被後見人は除かれておりましたが、3ページの改正案のとおり意思能力を有しない者に改めることにより、成年被後見人であるからという理由で一律に印鑑登録することができなかつた方々のうち、本人の意思確認ができる場合は印鑑登録を認めるというものです。

続きまして、議案書によりご説明させていただきますので、議案書の2ページを御覧ください。条例の制定文につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するというものであります。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 意思能力を有しない者を除くということなのですけれども、この意思能力というものはどのように確認していくのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） そちら辺は総務省のほうで一応判断基準を設けてありまして、被後見人本人と法定代理人の両名が来庁して、本人の名前で申請や届け出があったときは意思能力を有する者として差し支えないということになっております。これまでは、成年被後見人が印鑑証明を必要とした場合は後見人だけでやっていたのですが、両名で同時に役所なりに来て被後見人の名前で申請があった場合は、意思能力を有する者というふうに判断していいというふうに国のほうの基準ではなっております。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今のは印鑑登録をするということですね。証明を取るというわけではないですね。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） これまでは印鑑登録全てが被後見人となった時点で、全て登録が抹消されていたということでありまして、これからも被後見人ということで登録がされれば一旦は印鑑登録が抹消されるのですが、それでもなおかつ被後見人とその保佐人ですか、方が一緒に来た場合はまた新たに登録することができるということで、印鑑証明自体のときにはそういった細かい条件は設けてありませんが、印鑑証明自体は印鑑登録がなされれば代理人の方でも印鑑登録証を持って窓口に来ていただければ取ることができますので、登録する時点が厳重な取扱いということにな

っておりますから、登録する時点でその代理人と本人、保佐人と両方で来ていただく必要があると
いうことでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 大体分かりました。今までの被後見人というのは、成年後見制度でいく
と後見と保佐と補助とあるのですけれども、それを全部含んでいるという考えですか。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） 国のほうの基準では被後見人等という言い方をしておりますので、
含んでいると考えていただいてもいいかと思えます。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょうか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） ちょっと確認したいのですけれども、その意思能力を有しないといいますが、
例えば認知症とかという場合の人も含まれてしまうのかなと考えたのですけれども、そこら辺はど
ういうふうになっているのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） 認知症の方でも当然程度もございまして、周りの方が見てこの方に
そのまま自分でというのがちょっと危険ということになってくれば、後見人制度を使ってというふ
うな形になってくると思えます。国のほうでは被後見人の制度を進めているということもありつつ、
なおかつ被後見人になったからといって、一律にそういったことで権利を奪うということを守る
という目的で、今回このような制度改正が行われたというふうに感じております。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第14号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第2、議案第15号 栃木市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） おはようございます。

ただいまご上程いただきました議案第15号 栃木市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書につきましては3ページから4ページ、議案説明書は4ページから7ページであります。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の4ページをお開き願います。

提案理由でありますが高齢者福祉施策の見直しに当たり、敬老祝金の支給内容を改めるため、栃木市敬老祝金支給条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要でございますが、支給要件を85歳の誕生日を迎える者と100歳の誕生日を迎える者に改めること、及び支給額、支給時期を定めるものであります。

参照条文については、説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。改正する条例の内容については、新旧対照表でご説明いたします。まず、第2条が支給要件を定めたもので、敬老祝金の該当年齢をこれまでの85歳から5歳刻み、101歳以上からでございましたが、85歳と100歳に改めるものであります。なお、参考までに101歳以上の方につきましては、祝金の支給ではなく記念品で対応ということを考えております。

次の第3条が祝金の額であります。これまでは規則に委任をしておりました。今般の条例改正に当たりまして、条例に85歳については1万円、100歳については10万円と改めて明記をさせていただくというもので、額の変更はございません。また、第2項に支給月を9月と定めるものでございます。なお、こちらも参考でありますが高齢者補助制度につきましては現行どおりと考えております。

以上で新旧対照表の説明を終わります。

次に、議案書についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、議案書の8ページをお開きください。このページは、改正条例の制定文であります。

次の4ページの改め文の内容は、新旧対照表で説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

下段の附則であります。この条例は令和2年4月1日から施行するものであり、経過措置として改正後の規定は条例の施行日以後に支給する敬老祝金から適用し、同日前の敬老祝金の支給については、なお従前の例によるというものであります。

以上で議案第15号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 何点か質問させていただきます。

まず、今年の4月から施行ということでありますけれども、今年当事者でもらえるはずだったのにという方もいるかと思いますが、当事者への説明というのはどうなのでしょう。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 今回支給年齢から外れる方につきましては、来年度90歳を迎える方、それと95歳を迎える方になるわけでありますが、これらの方につきましては今議会でこの議案が成立した以後、直ちにご案内等を差し上げて、ご理解をいただく予定であります。

○委員長（古沢ちい子君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） あとシニアクラブですとか、そういった高齢者に関する団体への説明なり、合意形成というのはどうなっているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） なかなか議会の事案でございましたので、細かい説明まではまだいたしておりません。ただ、各シニアクラブ等につきましては、敬老祝金の在り方を今検討しているのだというような、そのようなご案内は差し上げてまいりましたし、民生委員さん等にも同じようなご説明を申し上げてまいりました。この議会で成立をいただければ、その後ちょうど総会時期に当たりますので、各シニアクラブの総会等あらゆる機会を使ってご案内を申し上げて、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがですか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） この議案については民生常任委員会でも研究会を開いて議論してきたわけですが、今回外される90歳、95歳の方に対しての、私はその研究会等も経過措置というか、一気になくすということではなくて、そういった便宜を図るべきだというふうな主張をしてきたのですが、そこら辺の考えはないのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） これまで今ご指摘いただきましたように、研究会等でも議論をしてまいりました。その中でご意見をいただいていたこともございます。

来年度90歳になる方については784人、95歳になる方については269人、約1,000の方が対象になるという部分のところでごさいます、この方に逐次経過措置を出していくというような形になりますと、何年にわたってどのような形で経過措置をとっていくのかということで非常に複雑な制度になってまいりますことと、やはり敬老祝金の関係につきましては我々としても財政状況が許す

なら、あるいは今栃木市としてその部分のところというものについて力を注いでいける環境にあるなら継続していききたい事案ではございますけれども、なかなか高齢者が増加していく中で、施策の見直しも迫られているという中でこれを見直していかなくてはならないという、そういう考え方の中で、今回ちょっと経過措置というものはなかなか設けることは難しいのではないかというような、そのような形でご提案をさせていただいているところでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 100歳以上の方には記念品を贈るということで、今度外される90歳、95歳の方にもそういったやっぱり敬老するというか、そういう気持ちを表すということも必要なのではないかなと思うのですけれども、そこら辺いかがなのでしょう。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 敬老の気持ちを表すことは当然必要だと思っておりますし、そういう意味では敬老の気持ちがなくてこの事業をやめるといふ、そういうことでもございません。ただ、お祝金として支給をしていくという部分のところについては見直しをさせていただきたいということで、来年度から代替の事業といたしまして元気に活躍している高齢者の表彰制度等も検討していきたいというふうに思っておりますし、広くお金を使わない形でやはり敬老意識を高めていくための取組というものは継続して力を入れてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今元気に活躍している高齢者の方のそういった何か政策を考えているということですが、具体的に何か議論はしているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 実は、皆様方にも以前ご案内を申し上げたかと思いますが、国のほうは100歳で元気で活躍している方につきまして顕彰するような、そういう制度というものを設けております。今年につきましては、寺尾地区で1名の方がその該当になってということでご案内を差し上げたかと思いますが、同じようなものを市のほうでもできないかということをお自治会長の皆様とか、何人かの方から提案としていただいております。いわゆる目に見えない形で活躍をしている、例えば公園のアダプト制度を利用して、90歳を過ぎたお年寄りが毎月1回公園清掃をしている。こういう部分のところにはやはり光を当てることができないのかというような、そういうご意見等もいただいておりますので、まだ具体的なところまで決めておりませんが、やはり各自治会等をお願いをして、目に見えない部分で活躍している、そういう方についてご推薦をいただき、何らかの形でお集まりいただきながら、市からの表彰なり、何かを持っていくというような、そのような制度というものを創設できればいいかなと考えているところでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 1,000人の方が対象から外れるということで、今年予算にも載っていますけ

れども、どのくらいの削減になるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 今回の制度の見直しで、現行制度との比較では2,580万円ほど減額になっております。

参考までに、90歳につきましてはこれまで支給額2万円で行ってまいりました。784名の方がいらっしゃいますので、こちらで1,568万円、95歳の方が269名ということで3万円で行ってまいりましたので、807万円というような形になります。また、101歳以上の方につきましては41名いらっしゃいました。これまでは現金で5万円の支給が毎年行われるという形をとってまいりましたので、こちらも205万円と。それらを合わせると先ほど申し上げた2,580万円という形になります。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） この条例を可決するという事は、次の予算にももう前提で予算が組まれているのですけれども、そうなるこの2,580万円という金額というのはどうなるのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 私ども高齢者施策の見直しという部分のところを前提に今回のこの見直しは考えてまいりました。その部分のところの中では、ここで生み出した財源というものを高齢者の施策もしくはこれから高齢者を支えるための若者たちの施策、そういう部分のところ当て込んでいきたいという思いは非常に強く持っております。ただ、皆様もご存じのように、現在災害対応をしていくという部分のところは喫緊の課題になっておりますので、まず令和2年につきましては、一部成年後見制度の充実等にこの部分のところを当て込むということは予算要求しておりますけれども、大部分は災害復旧の部分の対応という形になってまいります。ただ、令和3年以降につきましては、当然ながら事業の見直しをして、新しい必要な事業に対して手だてを講じていくということが必要でございますので、それらの予算確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） これは部長にお尋ねしたいと思うのですけれども、大きな方針というか流れということで、福祉を切って災害復旧に充てるというのはどうなのかなというふうに思っています。まだ切れるところというものは、何回も言っていますけれども、あると思います。そこは切らずに、こういうところばかり切ってくるという市の姿勢、それを認めるわけにはいかないのですけれども、これ否決してしまうと来年度の予算も自動的に否決せざるを得ないのですけれども、こういう流れになるということについて、部長、どういうふうに思われますでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 藤田保健福祉部長、お願いします。

○保健福祉部長（藤田正人君） 今回の条例改正等に関しましてでございますが、条例改正ということでこれが際立って目立ってしまった状況にはあるかとは思いますが、他の分野においても全て一

律に見直しをかけて、財政当局で一律、これは条例とともに予算も伴うものでありまして、これが際立って目立っているかもしれませんが、委員のお話のような、福祉だけ、ここだけを取り上げて削っているわけではございませんので、まずは復興に、先ほど課長からも話がありましたように、令和2年度の予算に関しましては全ての事業において見直しをかけておるものと思っております。これだけを特段減額させる、これは復興のために充てるものだということで充てているわけではございませんので、それはそういう認識では私どもではおりませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今回の災害があったから一律、いわゆるシーリングカットみたいな形ではなっていますが、その前からこの話は動いていますし、その前から切られているのです、この分野は。それは多分一番よくご存じなのですけれども。なので、少なくとも福祉で切った予算は福祉で使う。こういう大きな流れみたいなものはつくってほしいと思うのですけれども、これ最低限です。本当はもっと増やしてほしいというのが我々の思いですけれども、そのことについては部長、どうですか。

○委員長（古沢ちい子君） 藤田保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤田正人君） 今回の予算編成に当たりましては、そういった特殊事情もあったということは先ほど申し上げました。委員のお話のとおり、今回減額した先ほどの2,580万円余の金額に関しましては、子供の事業であったり、また高齢者施策であったり、そういった意味で拡充に努めるというのは当然のことだと思っておりますので、令和3年度におきましてはそういった新規の事業もいろいろと考えていかなければならないし、まずは優先して私どもが生み出した金額については、そういう先進的な福祉施策に新たな施策ということで取り組んでいきたいということで、ここでお話しさせていただきたいと思っております。私どもも努力させていただきます。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） すみません。補足なのですが、実は今新たな施策の部分のところに転換をさせていくということ、これももちろん大変重要で、これから認知症の施策であるとか様々進めていかなければなりません、国が福祉施策について今まで助成をしてきたものを打ち切る流れというものも大きく出てきております。その中で、例えばおむつの交付なんかにつきましては今国のほうの助成金が入っている部分がございますが、令和3年から国の助成は打ち切るというような、そういう方針なんかも示されております。これは困るので、市のほうとしてはそれは何としても阻止をしたいという動きをしておりますが、そうなってきますとおむつの事業一つをとっても、それを維持させるためには市費が単独で投入していくというような部分のところもございますので、様々それらの課題というものに対応していくためには、やはり不断の事業の見直しというものは必要だろうというふうに考えております。それらの部分も含めた今回の見直しということでご理解をいただければというふうに思っております。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがですか。ないですか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 反対の立場で討論しますけれども、研究会の中でもいろいろ練ってきた中で反対するというのは心苦しいのですけれども、やはり今安倍政権は全世代型の社会保障だなんて言いながら、特に高齢者介護保険制度とか医療とかを切ってきているわけですが、そういう中であって、敬老お祝金というのが直接の社会保障につながるという部分ではないと思いますけれども、やはり高齢者に対して敬老の気持ちを表すという、今までの心というのですか、市の姿勢というのですか、示す上では必要な施策であって、何回も言っていますように90歳と95歳、1,000の方が今回影響を受けるわけで、そういった方には丁寧な説明をしながら理解をしていただいた上で、別の予算に持っていくというようなことをやるべきだったと。ちょっと急激で、経過措置を設けながら理解を求めていくと、こういったやり方が必要だと私は思いますので、そういった点で反対といたします。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょうか。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 財政運営等も含めてということですが、福祉の狙い撃ちで削減をするということは反対ですが、さっきご説明があったように、これは復興に向けてだけではなくて全体的なことを考えてということでありましたので、注文になりますが、この削った予算は令和3年度以降はきちんと福祉に使うのだというようなことを方針が見えれば、議会のほうにもお示しをいただければと思います。そういったことも含めて、今回は賛成したいと思います。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第15号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

| | | | | | | |
|---|----|------|------|--------|------|------|
| 〔 | 賛成 | 大浦兼政 | 浅野貴之 | 内海まさかず | 松本喜一 | 梅澤米満 |
| | 反対 | 針谷育造 | 白石幹男 | | | |

○委員長（古沢ちい子君） 起立多数であります。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第3、議案第16号 栃木市予防接種委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） ただいまご上程いただきました議案第16号 栃木市予防接種委員会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書につきましては5ページ、議案説明書は8ページでございます。

それでは、まず議案説明書の8ページを御覧ください。議案第16号 栃木市予防接種委員会条例の一部を改正する条例の制定について、まず提案理由でございますが、栃木市予防接種委員会の委員推薦団体の変更にあたり所要の改正を行う必要が生じたため、条例の一部を改正するというものです。

改正の概要ですが、次の10ページ、11ページの新旧対照表を御覧ください。第3条第2項第2号現行は栃木市医師会が推薦する者となっておりますが、それを一般社団法人下都賀郡市医師会に変更するというものです。栃木市医師会は、令和元年12月20日の臨時総会におきまして、令和2年4月より市の保健業務の受託や委員推薦等について下都賀郡市医師会に継承することを決定いたしました。今回の変更は、医師会側の理由により変更するというものです。

8ページにお戻りください。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

議案書6ページを御覧ください。条例改正文になります。附則として、令和2年4月1日から施行するというものです。

以上で議案第16号の説明を終了します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 栃木市医師会が総会で辞退するということなのですがけれども、またこの後出てくる議案の急患センターも今までは栃木市医師会がやっていたのですけれども、何があったのかというのが知りたいのですけれども、どのように聞いていますでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 現在推薦団体の栃木市医師会は、下都賀郡市医師会の下部組織であります。合併により大きくなった栃木市医師会と下都賀郡市医師会の二重構造の弊害が出てきているということで医師会からは伺っております。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 栃木市医師会が解散するとかというのだったら1本になると思うのです

けれども、そういうふうな感じになるのですか、それともこの事業だけ、行政の事業だけは手を引きますよという形なのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 市医師会は、親睦団体として存続をするということで伺っております。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第16号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第4、議案第24号 指定管理者の指定について（栃木地区急患センター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） ただいまご上程いただきました議案第24号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書につきましては22ページ、議案説明書は40ページでございます。

それでは、まず議案説明書の40ページを御覧ください。議案第24号 指定管理者の指定についてですが、まず提案理由でございますが、栃木地区急患センターの管理を行わせる指定管理者を一般社団法人下都賀郡市医師会に指定するという事について議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

議案書の22ページを御覧ください。内容でございますが、指定管理者に管理を行わせる公の施設の

名称は栃木地区急患センターで、指定管理者に指定する団体は栃木市境町27番21号、一般社団法人下都賀郡市医師会、代表者、会長川島吉人、指定管理期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間です。現在の指定管理者は栃木市医師会ですが、昨年12月20日に医師会内で臨時総会を開催し、令和2年4月以降の栃木市医師会で請け負ってこられた市の保健業務について、全て下都賀郡市医師会で継承することが決定されたところであります。したがって、指定管理者につきましても来年度から一般社団法人下都賀郡市医師会にお願いするというものであります。

以上で議案第24号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 指定管理なのですから、まずこれは公募外でしたか。

○委員長（古沢ちい子君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 公募外選定になります。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） ではまず、指定管理料というものを教えてください。

○委員長（古沢ちい子君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 今年度は年間3,400万円、来年度以降におきましても12月議会で債務負担を組ませていただきまして、同額の年間3,400万円としております。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） これ前の議会で私やった覚えがあるのですけれども、これが何で指定管理者にならない、議案が出てこないのだという形ではやったと思うのですけれども、公募外であるのですけれども、公募でやるという考えというのはあるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 急患センターは医療行為を行います医療機関でございますので、こちらの医師会以外はちょっと考えられないということで、公募外としております。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 指定管理者をするというもの、制度自体の目的というものは、競争して値段を下げてもらいましょうというものがあるのですけれども、そのこととの整合性というものはどういふふうにお考えでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 医療行為を365日、毎日休まず、休日、夜間含めて行っていただきますので、その施設を運営するに当たっては経営の収支、その辺を確認しながら、他に競争させる

ということではなくて、市民の安心安全を確保していただくということで医師会のほうにお願いしている経過があります。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） ならば、指定管理者という制度を使うのではなくて、直接お願いしても変わらないということですか。

○委員長（古沢ちい子君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 施設そのものの管理運営を全てお願いしているということで、指定管理をお願いしております。電気料やそういったことも含めて、施設の運営全てをお願いしているということになります。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第24号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第5、議案第9号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第9号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） ただいまご上程いただきました令和元年度栃木市一般会計補正予算（第9号）の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

まず、歳出につきましてご説明いたしますので、補正予算書の54、55ページをお開きください。

2款1項15目諸費であります。一番下のところになります。説明欄2行目の国県支出金返還金（子

育て支援課)につきましては、国県交付金の額確定に伴い返還金が生じたもので、その主なものは平成30年度子ども・子育て支援交付金の放課後児童健全育成事業分になります。

次の国県支出金返還金(保育課)につきましては、平成30年度において受け入れた子ども・子育て支援交付金及び栃木県保育対策総合支援事業費補助金の超過交付となった分を返還するものであります。

続きまして、58、59ページをお開きください。説明欄1行目の個人番号カード交付事業費につきましては、個人番号のカードの発行に関わる事務委任交付金が増額となるため、増額補正するものであります。

続きまして、62、63ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費であります。説明欄1行目の職員人件費につきましては職員課所管となりますが、職員の給与について不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。以下、職員人件費につきましては同様の理由により補正するものでありますので、今後の説明は省略をさせていただきます。

説明欄2行目の国民健康保険特別会計繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金でありまして、低所得者の保険税軽減分等である保険基盤安定繰出金については額の確定に伴い補正減し、出産育児一時金、財政安定化支援事業に係る出産育児一時金等繰出金については、決算見込額等により補正減するものであります。

次の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金でありまして、人件費繰出金については決算見込額により補正減し、保険基盤安定繰出金については額の確定に伴い、補正減するものであります。

次の後期高齢者医療広域連合負担金につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合に対する市の事務費負担金及び療養給付費負担金の減額でありまして、額の確定に伴い、補正減するものであります。

次の地域福祉基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金の増額に伴い、地域福祉基金積立金を増額するものであります。

続きまして、3款1項2目障がい福祉費であります。説明欄の特定疾患者介護手当支給費につきましては、特定疾患者またはその介護者に月額3,000円の手当を支給するものですが、対象者の人数が当初の見込みを上回って推移していることから、増額するものであります。

次の福祉タクシー料金助成事業費につきましては、タクシー券の交付者数が当初の見込みを上回っており、利用金額が増えていることから、増額するものであります。

次の障がい者自立支援事業費につきましては、当初福祉サービスの支給料を多く見込んでいたことと、実際の利用料が少なかったことによる事業費の減額により、減額補正するものであります。

続きまして、3款1項3目高齢福祉総務費であります。説明欄2行目、介護保険特別会計繰出金につきましては、介護保険特別会計の今回の補正により、市からの繰出金を減額補正したいという

ものであります。

次の老人福祉施設等整備事業補助金は、本年度公募した小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム等の施設整備に応募者がなかったことから次年度に繰越し、再募集するために減額するものと、国で新設された認知症高齢者グループホーム防災改修等工事を追加で行うために増額するもので、全体としては減額補正したいというものであります。

続きまして、64、65ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費であります。64ページの特定財源、左側のページになりますが、64ページの特定財源の欄につきましては、子ども・子育て支援事業費補助金が国庫補助金から県補助金へ組み替えになったこと及びふるさと応援寄附金を就学前障がい児等発達支援事業費、要支援児童健全育成事業費、子ども未来基金積立金に、また児童福祉寄附金を子ども未来基金積立金に財源充当することによる財源内訳の変更となります。

65ページ、右のページになります。移りまして、説明欄2行目の学童保育事業費につきましては、学童保育利用児童数の増加により学童保育支援員の配置人数が増えたことにより、賃金及び支援員補助業務委託料に不足が生じたため増額補正するものであります。

次の子育て短期支援事業費につきましては、令和元年度に子育て短期支援施設を市内に開設予定でありましたが、計画の見直しにより、施設開設に伴い支出予定であった運営委託料及び施設開設準備補助金を減額補正するものであります。

次の子ども未来基金積立金につきましては、子ども未来基金への寄附金とふるさと応援寄附金を基金に積み立てするため、増額補正するものであります。

次の民間保育所等延長保育事業補助金につきましては、民間保育所等が実施する延長保育事業が当初の見込みを超える実績があると見込まれるため、増額するものです。

次の民間保育所整備補助金につきましては、施設整備を行う事業者において設計等の見直し及び工事着手が遅れ、今年度の進捗率が下がったため、補正額を減額するものです。

次の認定こども園施設整備補助金につきましては、施設整備を行う事業者において、国の交付金を活用せず、自己資金で整備を行ったため、減額するものです。

次の特定教育・保育施設等施設型給付費につきましては、今年度の給付費が利用実績により不足が見込まれるため、増額するものです。

続きまして、3款2項2目の児童措置費であります。児童手当支給事業費につきましては、支給対象者が当初見込みを下回り、扶助費に不用額が生じる見込みのため、減額するものであります。

続きまして、3款2項3目の母子福祉費であります。母子父子自立支援事業費につきましては、給付費受給者が当初見込みを下回り、扶助費に不用額が生じる見込みのため、減額補正するものであります。

続きまして、3款2項4目の児童福祉施設費であります。64ページの財源内訳のほうを御覧ください。ふるさと応援寄附金をとちぎコミュニティプラザ管理事業費へ財源充当することにより、一

般財源を減額する財源内訳の変更となります。

続きまして、66ページ、67ページをお開きください。3款4項1目災害救助費は、生活必需品の被災者宅への配送料が国庫補助金対象となることによる財源内訳の変更であります。県支出金、ふるさと応援寄附金等の特定財源を増額し、一般財源を減額する財源内訳の変更であります。

68、69ページをお開きください。4款1項2目予防費であります。説明欄の予防接種事業費につきましては、定期予防接種及び任意予防接種を個別接種として医療機関へ委託を行っておりますが、10月から開始されたインフルエンザ予防接種の接種者数が見込みを大きく上回り、委託料に不足が見込まれるため、増額補正するものです。

続きまして、4款1項3目環境衛生費であります。説明欄の墓園管理基金積立金につきましては、その年度の永代使用料の総額及び預金利子は墓園管理基金条例に基づき基金に積み立てる必要があるため、増額補正するものであります。

次の災害関係環境保全衛生処理事業費（令和元年台風19号災害）につきましては、当初想定より台風被害を受けた家屋の消毒委託件数が少なかったため、それに伴い減額補正するものであります。

続きまして、4款1項5目公害対策費であります。68ページの財源内訳の欄を御覧ください。土砂等の埋立て等事業許可申請手数料の増額補正に伴い、公害対策費へ充当するものであります。

続きまして、70、71ページをお開きください。4款2項1目清掃総務費であります。説明欄2行目の一般廃棄物処理基本計画改定等業務委託費につきましては、当該業務の入札を行い委託契約を締結したため、不用額を減額補正するものであります。

続きまして、106ページをお開きください。11款3項3目の社会教育災害復旧費の2,182万円のうち569万円の所管部分についてご説明をいたします。人権・男女共同参画課所管の教育施設災害復旧費であります。補正額はゼロ円ですが、財源内訳の特定財源のうち県支出金が減額となることから、財源内訳を変更するものであります。

続きまして、108、109ページをお開きください。11款4項1目民生施設災害復旧費であります。説明欄の社会福祉施設等災害復旧事業費（令和元年台風19号災害）（子育て支援課）につきましては、そのべ児童館の災害復旧工事内容の見直しに伴い不用額が生じる見込みのため、減額補正するものが主なものであります。

以上で歳出の所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（古沢ちい子君） 続きまして、大豆生田子育て支援課長。

○子育て支援課長（大豆生田雅志君） 続きまして、歳入の所管関係部分につきましてご説明申し上げますので、38、39ページをお開きください。

一番下の表、13款1項2目2節児童福祉費負担金につきましては、538万3,000円の増額です。説明欄の学童保育事業費負担金につきましては、学童保育利用児童数が当初見込みを上回ったため、増額補正するものです。

続きまして、40、41ページをお開きください。14款1項3目1節保健衛生使用料につきましては、781万6,000円の増額です。説明欄1行目、聖地公園永代使用料につきましては、当初想定より新規墓所購入者が多かったため、増額補正するものです。

次の墓地永代使用料（藤岡）につきましては、市営墓地の永代使用料収入2件分を増額補正するものです。

次の墓地永代使用料（西方）につきましては、東上林墓地の永代使用料収入1件分を増額補正するものです。

次の14款2項3目1節保健衛生手数料につきましては、30万7,000円の増額です。説明欄の土砂等の埋立て等事業許可申請手数料につきましては、当初想定より特定事業の許可申請及び変更許可申請が多かったため、増額補正するものです。

15款1項1目1節社会福祉費負担金につきましては、5,766万5,000円の減額であります。説明欄1行目、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国保財政の安定化を図る保険者支援分に対する4分の2の国庫負担金でありまして、額の確定に伴い減額補正するものです。

次の障害者自立支援費負担金につきましては、事業費の減額に伴い国庫負担金を減額補正するものです。

次の2節児童福祉費負担金につきましては、3,511万1,000円の減額です。説明欄の児童手当費負担金につきましては、支給対象者が当初見込みを下回ったため、減額補正するものです。

15款2項1目2節戸籍住民基本台帳費補助金につきましては、2,282万1,000円の増額です。説明欄の個人番号カード交付事業費補助金につきましては、個人番号カード関連事務の委任に係る交付金の増額に伴い、国庫補助金を増額補正するものです。

続きまして、42、43ページをお開きください。15款2項2目1節社会福祉費補助金につきましては、399万4,000円の増額です。説明欄の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金につきましては、本年度新規事業として追加された認知症高齢者グループホーム防災改修等工事経費補助金1施設分を増額補正するものです。

次の2節児童福祉費補助金につきましては、6,219万1,000円の減額です。説明欄1行目、母子家庭等対策総合支援事業費補助金につきましては、給付金受給者が当初見込みを下回ったため減額補正するものです。

次の子ども・子育て支援交付金（子育て支援課）につきましては、子育て短期支援事業の運営費及び開設準備経費分の減額分と放課後児童健全育成事業分の増額分を合算した結果、減額補正するものです。

次の子ども・子育て支援交付金（保育課）につきましては、延長保育事業費補助金（一般型）の補正増に伴い、国庫補助金を増額補正するものです。

次の保育所等整備交付金につきましては、民間保育所整備補助金及び認定こども園施設整備補助

金の補正減に伴い、国庫補助金を減額補正するものです。

次の特定教育・保育施設等施設型給付費交付金につきましては、給付費の補正増に伴い、国庫補助金を増額補正するものです。

次の子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、補助金が国から県へ組み替えになったことにより、減額補正するものです。

続きまして、44、45ページをお開きください。16款1項1目1節社会福祉費負担金につきましては、1億605万4,000円の減額です。説明欄2行目、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、低所得者の保険税軽減分に対する4分の3の県負担金及び国保財政の安定化を図る保険者支援分に対する4分の1の県負担金でありまして、額の確定に伴い減額補正するものです。

次の後期高齢者医療基盤安定負担金につきましては、低所得者の保険料軽減分に対する4分の3の県負担金でありまして、額の確定に伴い減額補正するものです。

次の障がい者自立支援費負担金につきましては、事業費の減額に伴い、県負担金を減額補正するものです。

次の2節児童福祉費負担金につきましては、893万円の減額です。説明欄の児童手当費負担金につきましては、支給対象者が当初見込みを下回ったため、減額補正するものです。

16款2項2目1節社会福祉費補助金につきましては、9,877万6,000円の減額です。説明欄1行目、地域医療介護総合確保基金施設等整備交付金につきましては、本年度募集した小規模多機能型居宅介護事業所と認知症高齢者グループホームの応募がなかったことから、次年度に繰り越すために補正減するものです。

次の地域医療介護総合確保基金開設準備交付金につきましては、同様に開設準備経費も次年度に繰り越すために補正減するものです。

次の2節児童福祉費補助金につきましては、7,032万5,000円の増額です。説明欄1行目、子ども・子育て支援交付金（子育て支援課）につきましては、子育て短期支援事業の運営費及び開設準備経費の減額分と放課後児童健全育成事業の増額分を合算した結果、減額補正するものです。

次の子ども・子育て支援交付金（保育課）につきましては、延長保育事業費補助金（一般型）の補正増に伴い、県補助金を増額補正するものです。

次の特定教育・保育施設等施設型給付費交付金につきましては、給付費の補正増に伴い、県補助金を増額補正するものです。

次の子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、補助金が国から県へ組み替えになったため、実績に伴う精算により、減額をした上で増額補正するものです。

次の施設型給付費補助金につきましては、給付費の補正増に伴い、県補助金を増額補正するものです。

次の3目1節保健衛生費補助金につきましては、8,664万円を減額するものです。説明欄の感染

症予防事業費補助金につきましては、当初想定より台風被害を受けた家屋の消毒委託件数が少なかったため、減額補正するものです。

続きまして、46、47ページをお開きください。16款2項9目2節民生施設災害復旧費補助金につきましては、2,403万4,000円の減額です。説明欄1行目、社会福祉施設等災害復旧費県補助金（地域包括ケア推進課）につきましては、台風19号による床上浸水被害を受けた老人福祉センター長寿園について、復旧工事の年度内完了が難しいことから、次年度に繰り越すために減額補正するものです。

次の社会福祉施設等災害復旧費県補助金（子育て支援課）につきましては、そのべ児童館及び大平西学童保育施設の復旧工事に対する補助金の交付時期が来年度となったことから、減額補正するものです。

次の3節社会教育施設災害復旧費補助金につきましては、1億8,192万8,000円の減額です。説明欄1行目、公立社会教育施設災害復旧費補助金（人権・男女共同参画課）につきましては、申請を見込んでいた国庫補助の対象とならなかったため、減額するものです。

17款1項2目1節利子及び配当金につきましては、2,000万5,000円を減額するものです。説明欄5行目、墓園管理基金利子及び6行目、地域福祉基金利子につきましては、当初想定より預金の利率が減少したため、減額補正するものです。

続きまして、48、49ページをお開きください。18款1項3目2節児童福祉費寄附金につきましては、282万6,000円の増額です。説明欄の児童福祉費寄附金につきましては、子ども未来基金への寄附金の受入れがあったため、増額補正するものです。

19款1項2目1節後期高齢者医療特別会計繰入金につきましては、424万1,000円の増額です。説明欄の後期高齢者医療特別会計繰入金につきましては、平成30年度に後期高齢者医療特別会計に繰り出した人件費繰出金等について、決算額の確定に伴い一般会計に戻し入れする必要が生じたので、増額補正するものです。

続きまして、50、51ページをお開きください。19款2項4目1節地域福祉基金繰入金につきましては、287万8,000円の減額です。説明欄の地域福祉基金繰入金につきましては、子育て短期支援事業の計画見直しによる事業費の減額に伴い、繰入金を減額補正するものです。

以上が歳入の説明になります。

続きまして、繰越明許費の所管関係部分についてご説明申し上げますので、8ページをお開きください。第2表繰越明許費になります。表の3段目、3款1項地域福祉計画策定委託につきましては、地域福祉計画は社会福祉協議会の社会福祉活動計画と一体的な計画として策定を進めておりますが、台風19号に伴う災害により事務が滞るとともに、災害等を踏まえて計画内容を再検討する必要が生じたため繰り越すものです。

次の3款2項民間保育所整備補助金につきましては、施設整備を行う事業者において、設計等の

見直しにより工事着手が遅れ、今年度の進捗率が下がったため、国との協議により補助金を繰り越すものです。

次の3款4項災害弔慰見舞費（令和元年台風19号災害）につきましては、台風19号による災害に伴う被災者への弔慰金、見舞金であります。見舞金支給対象者からの支給申し出が来年度も見込まれるため繰り越すものです。

次の被災家財等購入等補助金（令和元年台風19号災害）につきましては、被災世帯に対し家財、家電及び車の修繕、買い替え等に対し補助金を支給するものですが、年度内に補助金の支給を完了することが難しいことから繰り越すものです。

次の4款1項災害関係環境保全衛生処理事業（令和元年台風19号災害）につきましては、台風19号により被災した共同墓地の復旧に対する補助金であり、来年度の申請が見込まれることから繰り越すものです。

次の斎場再整備事業費につきましては、新斎場建設地内の橋りょう掛け替え工事の請負者が、県や市から発注された令和元年台風19号災害による道路や河川などの復旧工事を優先的に行うことから、その復旧工事期間について当該工事を一時中止したため、年度内の完了が見込めなくなったことから繰り越すものです。

次の4款2項災害廃棄物処理事業（令和元年台風19号災害）につきましては、被災家屋等の解体に対する支援として、市が公費解体を実施する委託料及び自費解体を行った方に対する費用償還金が主なものであり、公費解体等の着手が来年度に見込まれることから繰り越すものです。

次の9ページを御覧ください。表の6段目、8款2項市道61095号線道路改良事業（岩舟三谷）につきましては、新斎場への進入道路工事の請負者が県や市から発注された令和元年台風19号災害による道路や河川などの復旧工事を優先的に行うため、その復旧工事期間について当該工事を一時中止したため、年度内の完了が見込めなくなったことから翌年度に繰り越すものです。

続きまして、12ページをお開きください。表の6段目、11款3項社会教育施設災害復旧事業（令和元年台風19号災害）（人権・男女共同参画課）につきましては、台風19号により床上浸水した皆川城内集会所とゲートボール場の復旧工事費であり、工期が来年度になることから繰り越すものです。

2段飛びまして、11款4項社会福祉施設等災害復旧事業（令和元年台風19号災害）（地域包括ケア推進課）につきましては、台風19号により床上浸水した老人福祉センター長寿園について、復旧工事の年度内完了が難しいことから繰り越すものです。

次の衛生施設災害復旧事業（令和元年台風19号災害）につきましては、台風19号により被災した市有墓地の復旧工事費であり、工期が来年度になることから繰り越すものです。

以上をもちまして令和元年度栃木市一般会計補正予算（第9号）の所管関係部分の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、59ページの個人番号カード交付事業ということで、人をつけますよという話は聞いてはいましたけれども、これは早めに来たというものなののでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） 今回補正をいただく個人番号カード交付事業費につきましては、地方公共団体システム機構という通称J-L I Sというやつなのですが、マイナンバーカードを作ったり交付するための費用を各市町村に分担というか、費用の負担を求めるものということでありまして、1月末現在のマイナンバーカードの給付のための費用が277億円というとてもない数値が全国で出ていまして、これは令和元年の5月下旬にデジタルガバメント会議ということで、令和4年度末には国民のほとんどがマイナンバーカードを所持するのを目指して計画を立てるということで、全国がその給付に向けて取り組んだ結果、全国的にマイナンバーカードにかかる費用が増えた。その277億円という数値を全人口で割る。国民全部の人口で割って、それに栃木市の人口を掛けたものが、今回栃木市に負担を求める金額、約4,700万円だったと思うのですが、ぐらいになります。当初予算が約半分しか計上していなかったんで、この2,200万円というものが不足してしまうので、そのJ-L I Sに支払う負担金というか、交付金が不足することから、それを補正するということでもあります。なお、この負担金につきましては、全額国庫補助で補助金として入ってくるということにはなっております。

以上です。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） いわゆるブラックボックスの部分だと思うのですが、実際我々が事業やるのにそこら辺には詳しい事情が分からないと。この277億円もどうやって出てきたのだという部分を示されていないというのが今までのことだったのですけれども、初めは多分4,700万円だから、二千幾らで取っていたけれども、上がったという、倍以上上がるというものはどういう要因なのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） 栃木市の給付については、残念ながら今のところそれほど進んでいないというのが実情ですが、全国的にはマイナンバーカードの普及をかなり進めているところもある

りますので、これまでのマイナンバーカードの発給というか、交付率よりは急激にマイナンバーカードの交付率が上がっている、全国的に。そうすると、全国での費用がそれを市民の数で割ることなので、全国的に費用が上がれば、市の負担も必然的に栃木市が増えていようが増えていきが上がりしてしまうというような実情です。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） これ私の記憶なので、定かではないのですけれども、今まで年度途中でこの手の補正を行った覚えがないのですけれども、これは結構あることですか。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） それは、ほとんどないと思います。

実は先ほども申し上げましたが、令和元年の5月下旬に行われたデジタルガバメント会議で、急遽令和4年度末までに全国民がマイナンバーカードを所有しろというような国の方針を示したことによって、急激にマイナンバーカードを作らざるを得なくというか、市町村は進めざるを得なくなったという実態があるので、進めているところが急激に増えたので、こういった費用が急激に増えたということで、栃木市に対しても負担を求められてきたということになります。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょう。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 関連ですけれども、この2,200万円ほどは今補正ですから、来年度に回って使うということなのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） 来年度ではなくて、今年度末に払わなければならない数字になります。ですから、令和元年にそのマイナンバーカードを全国で作るためにかかった費用を各市町村に求めるということになりますから、そのJ-L I Sが先ほど277億円というふうに言いましたけれども、今年度の1月下旬の見込み、今年度の見込みなのですけれども、それがかかるから栃木市は人口分だけ負担してよというのがJ-L I Sの言い方なので、今年度末というか、今年度の予算から支払うということに一応なります。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、国が交付して栃木市に入って、それをまたその組織に行くということなのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） おっしゃるとおりでございまして、全く同じ金額が補助金で来て、栃木市はその金額をJ-L I Sに支払うというようなことになっています。

○委員長（古沢ちい子君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 関連です。やはりこれは大きな問題が、一人一人のプライバシーという問題

が大きく絡んでくるものであって、市民のプライバシーを守るというのは行政の第一の、第一まではいかないにしろ、仕事だと思えます。今状況的にはどのくらいの交付率、交付人数になっているのか、そして担当者となれば嫌々やっているのか、積極的にやっているのか、その辺のお気持ちをよかったらお聞かせください。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長、言える範囲でどうぞ。

○市民生活課長（大山 勉君） 実は総務省のほうのホームページ、栃木市では1月末現在の数値を10.7%、交付率が10.7%というのを持っていて、総務省のホームページでは1月20日現在という数値が報告をされています。そこでは全国平均が15.0%というふうになっておりまして、なおかつ栃木県では14.0%。1月20日現在の栃木市は11.6%ということにして、県内でも市で数えると下から2番目というお粗末な数字になっております。

〔「お粗末じゃないよ、これは」と呼ぶ者あり〕

○市民生活課長（大山 勉君） 今のところご存じかと思うのですが、公務員は今年度中にマイナンバーカードを取得しろというような国からの指示があって、そういったことで出張申請受付ということで、企業のほうに出向いて申請を受け付けるというのをやっているのですが、1月になってから公共機関で警察とか県のほうの出先機関とかにそういったことをやるようにはなっております。ただ、現状ではそういったことで県平均とか国平均からするとかなり低いのではないかというふうには感じています。

○委員長（古沢ちい子君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 感想はなかったようですけども、栃木市が11%というのは、プライベートなことや自分の個人情報をきちんと守っていかうという、これは市民の市民力だと思います。本当に番号1つでこれからは国保もそうですし、問題になってくるようないろんなことをそのことによって分かるように、分かるのは国や権力者が分かるだけであって、我々は全く利用されるだけという。たまたま少し手間が省けるなということとされていますけれども、11%というのは栃木市の個人情報に関して、あるいは自分の人権に関しての誇り高い数字であるというふうにぜひ思っていたいて、国の言うことを聞いておれば、自治体は最後にはどこか行ってしまうような形に財政的に追い込まれます。

○委員長（古沢ちい子君） 要望ですか。

○委員（針谷育造君） 要望です。

○委員長（古沢ちい子君） 次に移りましょう。質疑です。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、今度は63ページで中段の障がい者自立支援事業ということで、1億円マイナスになっているのですけれども、事業の見込み違いということらしいのですが、もう少し内容を教えてください。

○委員長（古沢ちい子君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） お答え申し上げます。

昨年度報酬改定がございましたとともに、近々で栃木市内の事業所の傾向としましてグループホームの増加が目立っております。そちらのほうの増加を見込んでいましたところ、グループホームにつきましては思ったより利用者が、栃木市の利用者さんが少なかったということで、全体として金額的には例年ほど変わっていないのですけれども、前年度の執行残の見込みが2億円を超えていたものですから、そこまでは同様に余るであろうと見込みが立ったものですから、その分の一部を減額させていただいたということでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 前年度とか例年2億円執行残が残るから、今の時点で1億円減額しておきましょうという考えなのですか、今の考えというのは。

○委員長（古沢ちい子君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 基本線ではそのとおりでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 執行残の余ったと、予算は取ったけれども、使っていないよという部分で、グループホームの増加が目立つというのと、報酬改定があったということなのですから、この金額的割合というのはどんな感じなのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 実際に金額的割合までは計算してはいませんけれども、報酬改定につきましては全福祉サービス全域にわたるものですから、予想でいきますともう9割方はその報酬改定の分だと想像されます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） これは、9割減っているというか、事業的に9割というだけの話か。その報酬改定をして減ったという事業というものは、具体的には何なのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 報酬改定をして事業が減ったということではなくて、報酬改定によって上がったと、上がるであろうと、いわゆる利用とか、あと金額が上がることを想定した予算を取りましたので、それがそれほど増加が見込まれなかったという結果でございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 廣田障がい福祉課長、もう一回いいですか。もう一回説明いただいてよろしいですか。

○障がい福祉課長（廣田智之君） すみませんです。報酬改定は、増額の報酬改定でなっていましたので、その分とともに利用率が上がるであろうということを踏まえて予算を取りました。ですが、

利用に関しましては当初の見込みより増えなかったと、それほど増えなくて微増であったこととともに、その主な原因としましてはグループホームの増加に伴って、そちらの利用者が大まかに少し増えるのではないかということから想定していたのですけれども、その栃木市内の利用者さん、対象者さんがそのグループホームの利用は思ったより上がらなかったという結果でございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） その報酬改定を行ったというのは、自立支援事業というと、国がしなさいという事業と、栃木市というか、市町村が自主でやっていいですよという事業があるのですけれども、そのどちらのほうですか。

○委員長（古沢ちい子君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 主体としましては、国が定めております福祉サービス事業のほう为主でございます。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 利用が増えなかった理由というのですか、そこら辺の原因というか、そこら辺は分析しているんですか。

○委員長（古沢ちい子君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 利用につきましては、実際に分析というのはなかなかできません。福祉サービスにつきましては、対象者の方がサービス利用の申請をする際に相談支援の計画をつくります。その際に、その対象者の方が必要な福祉サービスを基本としてつくるものですから、必要以上のサービスをつけるとかということはしません。基本的にはそういうことにならないものですから、その全体の流れとしまして、適正なる運営というか、適正なる使用ということからサービス計画をつくっていきますので、極端に上がるというようなことはございませんし、先ほどから申し上げております報酬改定の面につきましては、ほぼほぼ3年に1度行われるのが基本となっております。ですので、今年度といたしますか、前年度、昨年度報酬改定がありまして、今年度につきましては2年目ということになるものですから、通常2年目の伸びも若干というか、2年目のことになると意外に初年度よりも伸びる率が高くなるものですから、そういうことでの数字の誤差が出ているということでご理解いただければありがたいです。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、同じページ、63ページのこれちょっとほかにも関わってくるのですけれども、老人保健施設等整備補助金ということで繰り越したと、それは応募がグループホームにはあったようだけれども、小規模多機能にはなかったということの説明だったので、いよいよ介護施設も出てこないのか、出てこれなくなっているのかと思うのです。この要因というものは何なのでしょう。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） まず、この減額の部分のところは、グループホームも小規模多機能も両方とも応募を1施設かけました。グループホームは18人定員、小規模多機能は29人以下の定員という部分でかけたのですが、どちらも応募がなかったということです。

応募がなかった要因なのですが、一つはまず応募条件として県内で既に事業を行っている方という制約をかけました。新規の事業者はちょっと今回はという部分のところをかけましたので、そこで一つ網がかかったということと、もう一つはやはり介護人材を確保していくというのがなかなか難しい、そういう状況になってきているというのはあろうかというふうに思っています。

さらに、これは事業所のほうの積算という部分のところになりますので、市のほうでなかなか判断は難しいわけですが、なかなかグループホームとか小規模多機能だけをやっていく事業というものが、補助金を施設整備でもらったにしても運営をしていくのが難しい、小規模の事業の運営が難しいという実態があろうかなというふうには想定はしております。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） たしか今年度からでしたか。今までは福祉事業をやろうと思えば申請をすればできたのですけれども、市町村が許可を出すというふうになったと思うのですけれども、それを受けてのこの事業だったのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） これまでも、あるいは今年度も、通所の事業等につきましては基本的にはフリーアクセス、応募があつて要件を満たせば、それについては認めていくという形です。ただ、今回のこのグループホームであるとか、小規模多機能というのは入所の部分のところを持っていますので、この入所の部分のところに伴うものについては国のほうから整備費の補助金が出て、かつ整備費の補助金を出していくという前提の中では公募が前提というような、そのような形での取組になっています。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 福祉計画の中でこのぐらいの施設、何人ぐらいの規模が必要であろうということで公募をかけられたのだと思うのですけれども、これはなかったということを受けて、どのようにしていくというお考えなのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 当然計画に掲げたものですので、この計画の範囲内、つまり来年度までの間にこのものは整備をしていきたいという、そういう思いは持っております。そのために少し工夫をしまして、これまではグループホームと小規模多機能を別々に募集をかけていたのですが、それを併設して一体整備でも構わないというような、そういう部分のところでは要件の緩和をいたしました。ただ、それでもなかなか応募がないという部分がありますので、現在市内で老人福祉事業を行っている社会福祉法人等に、この事業を市としてもどうしても取り組んでいきたい

部分もあるので、ぜひとも協力願えないかというような、そういう要請等も行っているところがございます。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。関連。

白石委員。

○委員（白石幹男君） これは、介護高齢者福祉計画でしたか。その3年間の中でこれだけの施設入所の数ですか、それを増やそうという中での計画です。だから、来年で3年目が終わるということで、待機者の状況というのはやっぱり大変な状況にあるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 入所施設の待機者につきましては、計画をつくる前段に県のほうで調査をかけます。その県の調査は、今年の5月頃を予定しておりますので、現時点での待機者の数というものの正確な数というものはまだ把握はしておりません。ただ、各施設等とは密に連絡を取っておりまして、待機者の状況がどうなっているかということなんかのやりとりをしている中では、かなり従前に比べて実質の待機者は減っているのが各施設の状況であるようです。

実際登録をしていますが、5年前から待機の登録をしていて、今はもう病院にずっと入っているのだけれども、一旦登録をしているからそのまま取り消さないでおいておいてとか、あるいは様々な施設ができてきた中で、ある程度有料老人ホーム等で対応をしている部分のところがあるのだけれども、万に一つのために待機をかけておくとかということで、当然施設がなくなりますと待機者の1番の順からお声をかけていく形になりますが、各施設も10番目になってもなかなか次埋まる人が入ってこないというような、そんな状況もかいま見えているというのが今の現状であるようでございます。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいでしょうか。関連ですか。

ここで休憩を入れたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） すみません。

では、ここで暫時休憩を入れます。よろしく申し上げます。

(午前10時29分)

○委員長（古沢ちい子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

○委員長（古沢ちい子君） 引き続き質疑をお願いいたします。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 65ページの学童保育のことで、まず最初に学童保育の指導員や担当部局は大

変お気の毒だと思っております。とばっちりを受けて、本当に大変だなと思えますけれども、学童保育の2番目かな、学童保育の実態を分かりましたら教えていただきたい。通常どのぐらいの人数で、今回特別の措置ということでどのぐらいの人数が増えているのか。

そして、指導員の勤務時間、勤務体制。学校内に学童保育を開いているところは何個ぐらいあるのか。それらをお聞きしたいと思います。

○委員長（古沢ちい子君） 委員、補正の金額に対してのなので。

〔「いや、関連だからいいでしょう」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 関連ですけれども。

〔「一番大事なことでしょう」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 今はね。

〔「そうだよ」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） でも、この補正に対して。言い方変えて。

○委員（針谷育造君） では、この金額で間に合いますか。予算のないのを執行しているということは甚だ遺憾に思えますけれども、予算はあるのですか。

○委員長（古沢ちい子君） それを前提にしないでこの補正を考えてください。

大豆生田子育て支援課長。

○子育て支援課長（大豆生田雅志君） それでは、分かる範囲でお答えさせていただきたいと思えます。

まず、補正予算につきましては、今回の補正はこの臨時休業に対するものではなくて、通年の利用で補正が必要になった分でございます。内容ですけれども、藤岡小学校で1学級、今年度から増設いたしました。その分の支援員が3人分と、赤間小学校で1人加配をしておりますので、その分の1人の加配分の賃金、それから委託料としましてシルバー人材センターに必要な応じ随時委託をしてシルバーの会員の方に支援員をお願いしておりますが、その分が年間通しておおむね3人分ぐらいが不足してきております。その合計が今回の補正ということで、これは災害対応とは別に補正をさせていただいております。

災害対応の分も数字は分かるので、お答えしてもよろしいでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 今回は補正ですので、それはまた違うことですので、今のこの補正分でいいです。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） そうしますと、今度のコロナとは全く違う予算ということ、それは分かっていたのですが、やっぱりここで聞かないと当初予算にも載っていないのですよね、コロナのは。そうすると、この後10次補正、11次補正というものが出てくるのか。

○委員長（古沢ちい子君） 大豆生田子育て支援課長。

○子育て支援課長（大豆生田雅志君） 今回の分につきましては、通常学童保育支援員は115名を配置しております、全学童で。これは、実際は短時間勤務等もありますので、実人員はもっと多いのですが、通常の間帯であれば115人が必要ということになっておりますが、今回の臨時休業対応につきましては、通常午後2時から延長含めて午後7時という5時間を対応しておりますけれども、朝8時からの対応によって6時間ほど開設時間が増えます。そうしますと、単純に2倍程度の開設時間になりますので、簡単に言いますと1か月分の費用が掛ける2になるというようなことで考えております。

その費用の対応ですけれども、補正予算として計上する時間がないものですから、これは市のほうで予備費の中から対応させていただくということで、取りあえず金額ですが、900万円ほど予備費で対応をしたところですが、これだけでは足りなくて、900万円は内輪の数字で、あと数百万円必要になるかなというふうには思っておりますが、それは最終的に月末ぐらいに精算したいと思うのですが、といいますのも、学校支援員の方なども支援員として入っていただいています。それは費用がかかります。それ以外に開設しなくなった地域子育て支援センターや児童館の職員を充てているというところもありますので、そういったところはそちらの給料で対応しますので、丸々この分が1か月のらないとは思いますが、今のところ何分やりくりで職員が担当がやっているところですので、月末にそのあたりは精算するような形になるかというふうに考えております。

○委員長（古沢ちい子君） ありがとうございます。今のコロナの関連のご発言、ご答弁いただきましたけれども、それを関連してやってしまいますと今回の補正の審議ができませんので、別立てで、また民生委員会でも考えておりますので、その旨よろしく願いいたします。

では、関連ですね。梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 藤小には3人配置するというわけなのですが、その場合資格がある人なのか、研修を受けているとか、全て何も受けていない人なのか、ちょっと教えてください。

○委員長（古沢ちい子君） 今お答えいただきましたよね、加配でということ。

では、大豆生田子育て支援課長、もう一回。

○子育て支援課長（大豆生田雅志君） 学童保育支援員につきましては、保育士とか教職をお持ちの方についてはすぐ研修を、学童保育支援員の研修というのがありまして、その研修を受けることによって資格ありということになるのですが、保育士とか教職をお持ちの方についてはすぐ研修を受けられます。そういった資格がない方については、2年の実務を経た上で研修を受講できるというシステムになっております。なお、その資格をお持ちの方が全員かといいますと、国の制度上では1施設に1人いればいいということになっておりますので、全員がその資格を持っていないとでもできるということではありますが、市としましては全員の方にそれは受けていただいて、資格をお持ちいただいてやっていただくように指導をしているところでございます。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょう。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、同じく65ページで、民間保育所整備補助金ということで工事着手が遅れたということで、多分これは来年度の予算案にもそういうふうに繰り越されているのですけれども、問題は国からの補助金をもらおうといたらすごく手続をして、また市でも調整して、県でも調整して、国に上げていくという中で遅れるというもの。本当にこの事業者がその能力があるのかと、そういうようなところまで疑いを持ってしまうのですけれども、工事が遅れた原因とかというのは把握されているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 小川保育課長。

○保育課長（小川 稔君） それでは、お答えいたします。

こちらにつきましては、対象施設は大平のひかり保育園になりますが、こちらについてはまず実施設計の段階で若干の遅れがあり、その後栃木市の水害後なのですが、入札というような実施に至ったところですが、しかしながら、その入札におきまして各種事業者さんが人が回せないということで不調になりました。そのために再入札ということで年明け実施しまして、落札ができたというような状況にあります。こういった経過を踏まえ、県が中に入りましての協議になっていくのですけれども、そこで繰り越すことはやむを得ないだろうということで、今年度分で5,000万円ほど、残りを令和2年度ということで補正減をさせていただきながら、かつ繰越明許ということで、当該今年度分についても明許費を設定させていただいたところです。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 大きな要因というのは、では災害であったということでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 小川保育課長。

○保育課長（小川 稔君） 特に大きな要因というのは、そこの入札で辞退者も出ましたし、落札できなかつたのが一番大きいものかと考えております。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 落札できなかつたという意味がよく分からないのですけれども、応札者はいたということですね。まあ、いいです。

問題は、これ計画でそういうふうに行っているものなので、恐らく初めの1か月遅れたことによって、でも実際は1年遅れるとか、計画自体が。募集だとかというものに関しては、そういうふうになってくる可能性もあるのですけれども、そこら辺はどのような感じになっているのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 小川保育課長。

○保育課長（小川 稔君） 施設整備の関係なのですけれども、既に2月3日に着工ということで進めておりまして、今年の10月ぐらいには施設は整備するだろう。ただし、施設については既存の施設の実は裏側の土地を利用いたしまして、そちらに施設を整備するものですから、若干園舎の解体とかというところでは利用者さんにおかれましては不便はあるかと思いますが、基本的には

令和2年度中に新施設についてはオープンし、運用していけるというような見通しになってはおりません。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょうか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） その下の特定教育・保育施設等施設給付費、1億4,000万円ほど増えているのですけれども、これは幼児教育・保育の無償化に伴う給付費だと思っておりますけれども、そこら辺のこの増えた要因というのは何なののでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 小川保育課長。

○保育課長（小川 稔君） こちらの事業費につきましては、民間保育施設、それと認定こども園及び小規模保育施設に出します施設運営経費になっております。基本的には、こちらについてはお金については無償化の部分も合算されてはいきますけれども、基本的には毎年度、先ほどの障がい者サービスの関係ではありませんが、国の運営費を定めている公定価格内の人件費部分、我々公務員も4月にさかのぼり人勧でアップされたように、同様の対応が取られてきております。そういったことと、あと利用者については特に低年齢児さんが年度当初に多く入った場合、給付費が伸びる傾向にあります。それを当初予算の段階ではおおむね平均的な数字ということで考えておりますので、どうしても年度間においてゼロ歳さんが先に年当初に入ってしまうと給付費が伸びる傾向にあると。そういったものがありまして、今回1億4,000万円ほど、当初予算で24億円ほどございますので、そういった部分から推測いたしますと、多少はちょっとやむを得なかったのかなとは思っているところです。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） その無償化関連だけではなくて、いろいろなものが合算されてこれだけ増えたと、年度間の調整でこれだけになったということによろしいでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 小川保育課長。

○保育課長（小川 稔君） おっしゃるとおりです。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがですか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 71ページの一般廃棄物処理基本計画ということで、これ減額というのが入札差額という形という説明があったのですけれども、実際これは今年度で済むものではないと思うのですけれども、市の繰り越しのほうではないのですけれども、こういう予算の立て方でよろしいのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） この一般廃棄物処理基本計画につきましては、今年度で債務負担行為を設定しておりますので、2か年の事業で合わせた額での契約をさせていただいて、今年度6割、

来年度4割という形で執行させていただく形になっております。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、初めの当初予算には2か年でもうやってあって、差額が出たからこれで調整しているという感じですか。

○委員長（古沢ちい子君） 伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） 2か年で今年の当初予算と債務負担行為の設定で通年の予算を取っておりまして、今回入札をした結果、下がった分をそれぞれ減額をさせていただいているという形になります。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょうか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今度は109ページに行きますが、そのべ児童館の工事がこれはできなかったのでしたか。やっているのだけれども、繰り越すという形になるのでしたか。もう一度お願いします。

○委員長（古沢ちい子君） 清水子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（清水孝之君） 今回のこの福祉施設の復旧事業費に関しましては、台風19号の被災直後に県、国のほうに普及事業費を大まかに見積もって申請してきたわけなのですが、そのときがちょっと時間がなかったものですから、急いでやったために正確な見積もりがちょっとできなかった部分がございます、その後県あるいは市の建築課等と協議をいたしまして、必要ない工事は取り下げたほうがいだろうというようなこともございまして、工事全体を一部減額した形で取り組もうということになっております。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） まだ復旧していない施設があるのかというところはどうですか。

○委員長（古沢ちい子君） 清水子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（清水孝之君） そのべ児童館につきましては、現在見積もり等取りまして、これから着工する予定でございます。今年度中に工事は終えたいと思っております。それから、大平西第1学童の関係につきましては、既に工事は終了しているところでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今度予算のほうで47ページですけれども、先ほど社会福祉施設等災害復旧費県補助金という部分のところで、そのべと大平西という言葉が出てきて、これは来年度に繰り越すので、だから今回は入らないのだよという話だったのですけれども、済んでいるのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 清水子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（清水孝之君） 実は、国のほうの査定のほうはまだ済んでおりませんので、この補助金のほうにつきましては今年度ちょっと支払いが難しいというようなことがありまして、補

助金の入金につきましては次年度になるというようなことで調整しているところでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 国の査定というのは、今年の1月で全て終わったというのを何遍も聞かされているのですけれども、違うのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 清水子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（清水孝之君） 土木関係の査定については全て終わっているということなのですが、この社会福祉施設関係の査定のほうがまだ済んでいないというような状況でございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 予算に関わることなので、補正にも関わるのですけれども、査定はまだ済んでいない。済む予定は大体どのぐらいというのとか分かりますか。

○委員長（古沢ちい子君） 清水子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（清水孝之君） 年度が明けて4月以降に査定があるというようなことを聞いております。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） その上の部分のところ、我々地域包括ケア推進課も長寿園の部分のところと同じ状況になっているかと思うのですが、基本的には厚生労働省所管の社会福祉施設については物件が非常に多いということで、1億円以上の被災をした物件については災害査定が終了しております。ただ、1億円未満の物件については先送りというような、そういう部分のところの指示が出ておまして、長寿園については5月に査定が行われるというようなことですので、今回ここで補正減をさせていただいているという形になります。

ただ、査定はその時期になります、その時期まで長寿園の工事を一切手をつけないというわけにはまいりませんので、現在長寿園につきましては入札をし、復旧工事を今行っておりまして、若干新年度にずれ込む部分のところあるかと思っておりますけれども、早期の開園ができるような、そういう体制整備を進めております。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょうか。よろしいですか、進んで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 反対ということで、個人番号交付事業、これは国が強力に進めているということで、市のほうはこれに従わなくてはいけないという部分はあるのですけれども、やはりこのセキュリティの問題とか、全然解決しないままどんどん進めていくというのは大きな問題があると思っておりますので、この部分だけなのですけれども、反対をしたいと思います。

○委員長（古沢ちい子君） ほかに討論いかがでしょうか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 私も反対の立場で討論をいたします。

先ほどと箇所は白石委員と同じなのですが、今回のコロナでの学校の休業のことに
思いましたけれども、国がやれと言ったからといって、必ずそれに私たちが従わなくてはならない
ことではないということです。個人番号に関しても、これは法律で個人の選択、これ自由が保証さ
れていることです。今国がやろうとしているのは、職員の皆さん必ず取りなさいよと職務命令でや
っている。それに対して、こういうやり方をやっては駄目だというものを私たちは今それを感じて
いるところなのです。なので、私はこの個人番号に関しても反対、この9次補正に関しても反対を
いたします。

○委員長（古沢ちい子君） ほかに討論いかがでしょうか。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 全体として賛成いたします。復旧復興に向けた大事な補正予算でありますし、
一般事務事業についても必要やむを得ない経費が計上されておりますので、全体としてこの補正予
算に賛成したいと思います。

○委員長（古沢ちい子君） それでは、討論終了してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ただいまから議案第9号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

| | | | | | |
|---|-----|--------|------|------|------|
| 〔 | 賛 成 | 大浦兼政 | 浅野貴之 | 松本喜一 | 梅澤米満 |
| | 反 対 | 内海まさかず | 針谷育造 | 白石幹男 | |

○委員長（古沢ちい子君） 起立多数であります。

したがいまして、議案第9号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変にご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第6、議案第10号 令和元年度栃木市国民健康保険特別会計
補正予算（第4号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） ただいまご上程をいただきました議案第10号 令和元年度栃木市国

民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の17ページをお開きください。

令和元年度栃木市の国民健康保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,664万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191億5,221万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出からご説明いたしますので、130ページ、131ページをお開きください。2款4項1目出産育児一時金、補正額1,260万円の減額であります。説明欄、出産育児一時金支払経費につきましては、出産件数が当初見込みを下回っていることから、補正減するものであります。

132ページ、133ページをお開きください。3款1項1目一般被保険者医療給付費分につきましては、補正はありませんが、歳入の補正に伴い財源内訳が変更になるものであります。

134ページ、135ページをお開きください。6款1項1目保険財政調整基金積立金、補正額3,074万3,000円の減額であります。説明欄、保険財政調整基金積立金につきましては、12月に補正増をいたしましたが、今回歳入総額の減に合わせるため積立額を補正減するものであります。

136ページ、137ページをお開きください。8款1項3目償還金、補正額670万3,000円の増額であります。説明欄、国県支出金返還金につきましては、前年度の保険給付費等交付金、普通交付金の精算に伴う返還金について補正増するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、128ページ、129ページをお開きください。7款1項1目1節保険基盤安定繰入金、補正額3,448万4,000円の減額であります。説明欄、保険基盤安定繰入金保険税軽減分につきましては、低所得者の保険税軽減分に対する繰り入れでありまして、次の保険者支援分につきましては国保財政の安定化を図るため、低所得者の人数に応じて繰り入れるものでありまして、額の確定に伴い補正減するものであります。

2節その他一般会計繰入金、補正額215万6,000円の減額であります。説明欄、出産育児一時金繰入金、財政安定化支援事業繰入金につきましては、決算見込額に合わせ補正減するものであります。

以上で栃木市国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 131ページ、出産育児一時金支払経費ということで、最初当初予算には何人ぐらい経費を出したのか、それから現在これ減額は予想外の何人ぐらい減ったのか、教えていただきたいと思います。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 当初予算では140名を見込んでおりましたが、支出状況を踏まえまして、今回110名の見込みに減額補正をしたいというものでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 30名減ったということでよろしいのですね。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 栃木市は、なかなか子供の出生率も少ないのが現実ですけれども、その辺の市としての対応というのはどういうふうに思っているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） この出産育児一時金につきましては、ご指摘のとおり年々減少しているような状況でございます。これにつきましては、私どもといたしましても医療費助成と子育て支援を行っておりますので、可能な限り対応していきたいというふうに考えています。

○委員長（古沢ちい子君） 十分に予算を確保しているということで。

では、部長の答弁も。橘生活環境部長ではなくて、藤田保健福祉部長で。

○保健福祉部長（藤田正人君） 委員のお話のとおり、出生率が年々低下しているのが現実でございます。

現在これまで栃木市全体で1,000人の出生があったところが、今900台に減少しております。そういった現実もございまして、市長の掲げる産み育てやすい栃木市ということで、昨年アンケート調査を実施し、来年に向けてこれから様々な施策を検討していきたいという状況でございますが、ただ産み育てやすい環境だけではなくて、その要因として社会全体というか、高齢出産等もございませう。様々な要因が重なっているということで、ただ栃木市がなぜ出生率がこれだけ低いのかという原因というのがまだはっきりとは、ここが原因でここを直せばというのがまだ分かっていないというのも現実であります。そうは言ってもしょうがないので、やれることだけはやっていくような子育て支援施策を今後進めていきたいと思っておりますので、議員の皆さんのご協力、ご支援もよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（古沢ちい子君） 今回特会ですので、ではこれでいいですか、次に進んで。

では、次の質疑を。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今回のこの補正予算をしてみるならば、減額、減額ということなので、結局は医療を使っている人が少ないというか、これを使っている人が少なくなったという見込みを下回っているということだと思えるのですけれども、その要因というものはどういうところなのでしょう。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 今回の補正の主なものは、保険基盤安定繰入金に関するいわゆる低所得者の軽減に関する部分が減額となったということでございますけれども、こちらにつきましてやはり被保険者数が総体的に減少しているというのが非常に大きいものというふうに理解しています。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 調整基金の部分の積立てが下がるということはどういうことなのかなというふうにさっき考えていたのですけれども、低所得者に対しては一般会計のほうから補填できますね、調整基金。という形で、ごめんなさい。135ページですけれども、こちらというものは積み立てていくというものなので、恐らくこれも半分ぐらいしか積み立てられないのだろうなどと思うのですけれども、これが下がったというのはどういうことを意味しているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 今回歳入で国県の保険基盤安定繰入金が3,400万円ですか、減額になったということが一番大きい点ではございます。

歳入が減額になりましたら、通常は歳出も減額になるということかと思えますけれども、これらの保険基盤安定繰入金につきましては、県にお支払いする事業費納付金に充当されるものでございますので、事業費納付金自体はもう既に予算が確定しておりますので、今回財源補正ということで調整させていただきましたので、結果といたしまして歳入歳出を均衡させるために財政調整基金の部分を使わせていただいたということでございます。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 関連ですけれども、財政調整基金、減額補正ですけれども、最終的にはこの積立金というのはどのくらいになるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 17億6,000万円程度になる見込みでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 17億6,000万円になるということで、この積立金の使い道というのですか、そこら辺は今後どういうふうに、この使い道というか、これが多いか少ないか、まずは聞きたいと思えますけれども。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 財政調整基金の残高自体につきましては、近隣の市町村と比べましても、保険給付費の額に比べまして本市のほうは低いほうでございますので、決して過大な積立を行っているというふうには考えておりません。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、今後も積立を増やしていくというか、そういうことなのでしょう。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 国保制度改革によりまして、基本的に市町村が集めた保険税は県に事業費納付金として納めるという形に制度が変わりましたので、今後は決算剰余金が毎年多額に出るというのはなくなってくるだろうと思います。本当に均衡した収支でいくというふうに思いますので、それを考えますと被保険者は確実に減っていきますので、例えば現在税率は据え置いているわけでございますけれども、今回の当初予算でも約2億円ほど減額となっている形でございますので、基本的には財政調整基金、その名のとおり、財政調整のために使わせていただくという形になります。また、事業費納付金につきましても、前回のよう一度に4億円ほど急上昇の納付を迫られるというような形もありますので、そういった際には基金を取り崩させていただいて、被保険者の負担をなるべく少なくする方向で財政調整基金を用いていきたいというふうに考えています。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第10号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第7、議案第11号 令和元年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第11号 令和元年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げますので、補正予算書の21ページをお開きください。

令和元年度栃木市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,499万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,943万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出からご説明いたしますので、146ページ、147ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、補正額500万円の減額であります。説明欄、職員人件費につきましては職員課所管となりますが、職員の給与について不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、148ページ、149ページをお開きください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額2,575万7,000円の増額であります。説明欄1行目、後期高齢者医療広域連合保険料負担金につきましては、保険料等が当初見込みを上回ることに伴い、広域連合に納付する負担金に不足が生じるため、補正増するものであります。

次の後期高齢者医療広域連合保険基盤安定制度負担金につきましては、保険料の低所得者減額が確定したことに伴い、補正減するものであります。

次に、150ページ、151ページをお開きください。4款2項1目他会計繰出金、補正額424万1,000円の増額であります。説明欄、一般会計繰出金につきましては、平成30年度に一般会計より人件費繰入金等について、決算額の確定に伴い一般会計に返還する必要が生じたので、補正増するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、144ページ、145ページにお戻りください。1款1項1目1節後期高齢者医療特別徴収保険料、補正額2,216万7,000円の増額であります。説明欄、特別徴収保険料につきましては、被保険者の増加に伴い補正増するものであります。

次の2目1節後期高齢者医療普通徴収保険料現年度分、補正額738万1,000円の増額であります。

説明欄、普通徴収保険料現年度分につきましては、被保険者の増加に伴い補正増するものであります。

4款1項1目1節事務費繰入金、補正額500万円の減額であります。説明欄、人件費繰入金につきましては、職員人件費の減額に伴い、一般会計からの人件費繰入金を補正減するものであります。

次の2目1節保険基盤安定繰入金、補正額379万1,000円の減額であります。説明欄、保険基盤安定繰入金につきましては、保険料の低所得者軽減措置分に対する4分の3の県負担金と4分の1の市の負担金を合わせて一般会計から繰り入れるもので、広域連合への負担金が確定したことに伴い、補正減するものでございます。

次に、5款1項1目1節前年度繰越金、補正額424万1,000円の増額であります。説明欄、前年度繰越金につきましては、平成30年度の決算剰余金でありまして、決算額の確定に伴い、補正増するものであります。

以上で栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。質疑はありますか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 145ページで、被保険者が増えているということですが、何人ぐらい増えているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 申し訳ありません。手元に数値がありませんので、後ほどお知らせいたします。すみません。

○委員長（古沢ちい子君） では、後で答弁いただくということで、次に質疑はいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。

答弁待っていますか。すぐ来ますか。

間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 当初予算の数字になりますが、平成30年度が2万3,723人でありまして、今回の当初予算で2万4,197名を見込んでおりますので、約1,500人近く毎年増加しているよ

うな状況です。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、当初予算で1,500人ぐらい増えると見込んで当初予算を立てたのではないの。そういうことではないですか。これはプラスアルファという部分ではないのかな。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） おっしゃるとおりでございまして、見込みが甘かったというようなことをご理解いただきたいと思います。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。増えた人数、待っていますか。

〔「それに対して答えないで、このまま進めるわけにはいかないから」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） では、ここで暫時休憩をちょっと入れたいと思います。

（午前11時31分）

○委員長（古沢ちい子君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時36分）

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 大変お待たせして申し訳ございませんでした。

見込みよりも200名の増だったということでございます。

○委員長（古沢ちい子君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第11号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦労さまでした。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第8、議案第12号 令和元年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第12号 令和元年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）についてご説明いたします。

補正予算書の25ページをお開き願います。令和元年度栃木市の介護保険特別会計（保険事業勘定）の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,424万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億3,765万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の166、167ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費の補正額は、873万円を減額するものであります。説明欄の職員人件費は、本会計の職員人件費が当初見込みを下回ることから、減額補正したいというものであります。

次の介護保険システム改修事業費は、令和2年度に予定していたシステム改修を、有利な補助が設けられたことから前倒しで実施するため、増額補正したいというものであります。

168、169ページをお開きください。2款1項1目居宅介護サービス給付費の補正額は、1億5,015万9,000円を減額するものであります。説明欄の居宅介護サービス給付費は、要介護者に対する訪問介護や通所介護の居宅介護サービス給付費の伸びが当初見込みを下回ることから、減額補正したいというものであります。

次の5目施設介護サービス給付費は、要介護者に対する介護保険施設の給付費の伸びが当初見込みを上回ることから、増額補正したいというものであります。つまり居宅が減額になり、施設が増額になったという、そういう流れでございます。

170、171ページをお開きください。2款2項1目介護予防サービス給付費の補正額は、434万4,000円を増額するものであります。説明欄の介護予防サービス給付費は、要支援者に対する短期入所等の介護予防サービス給付費の伸びが当初見込みを上回ることから、増額補正したいというものであります。

次の5目、説明欄の介護予防福祉用具購入費は、要支援者に対する入浴や排せつに使用する用具を購入した場合の給付費の伸びが当初見込みを上回ることから、増額補正したいというものであり

ます。

次の6目、説明欄の介護予防住宅改修費は、要支援者に対する手すりの設置等の住宅改修の給付費の伸びが当初見込みを上回ることから、増額補正したいというものであります。

次の7目、説明欄の介護予防サービス計画給付費は、要支援者に対するケアプラン作成の給付費の伸びが当初見込みを上回ることから、増額補正したいというものであります。

172、173ページをお開きください。2款4項1目高額介護サービス費の補正額は、2,078万9,000円を増額するものであります。説明欄の高額介護サービス費は、介護保険の利用料が年間で一定額を超えた場合に償還する費用でございますが、この伸びが当初見込みを上回ることから増額補正したいというものであります。

174、175ページをお開きください。4款1項1目介護給付費準備基金積立金の補正額は、7,256万円を増額するものであります。説明欄の介護給付費準備基金積立金は、前年度給付費等の確定により必要額を基金に積み立てるため、増額補正したいというものであります。

176、177ページをお開きください。5款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、訪問通所生活支援事業につきましては、財源内訳の変更であります。

178、179ページをお開きください。5款3項3目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費の補正額は、171万7,000円を増額するものであります。説明欄の包括的継続的ケアマネジメント支援事業費は、地域包括支援センターへ市内法人からの出向職員の負担金に不足が生じたことから、増額補正したいというものであります。

次の4目任意事業費の補正額は、130万4,000円を減額するものであります。説明欄の在宅老人成年後見制度利用支援事業費は、事業の利用が当初見込みを下回ったことから、減額補正したいというものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、162、163ページにお戻りください。1款1項1目第1号被保険者保険料の補正額は4,983万8,000円を減額するもので、台風19号による被災世帯の保険料減免等により減額補正したいというものであります。

4款1項1目介護給付費負担金の補正額は606万6,000円を減額するもので、保険給付の増減により国庫負担金が減額になるものであります。ただ、これにつきましては、この後県負担金で同額が増えておりますので、増減はゼロという形になります。

4款2項1目調整交付金の補正額は286万5,000円を増額するもので、台風19号被害により行った利用者負担額免除措置に伴う国からの特別調整交付金であります。

次の3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は15万9,000円を増額するもので、地域支援事業の増額補正に対する国からの交付金であります。

次の4目介護保険事業費補助金は51万3,000円を増額するもので、介護保険システム改修に対する3分の2の補助金であります。

次の5目保険者機能強化推進交付金は532万4,000円を増額するもので、保険者が取り組む自立支援や重度化防止の取組に対する交付金であります。

次の6目介護保険災害臨時特例補助金は1,092万2,000円を増額するもので、台風19号被害により行った利用者負担額免除措置、第1号保険料の減免措置に対する10分の2の臨時特例補助金であります。

164、165ページをお開きください。6款1項1目介護給付費負担金は、606万6,000円を増額するもので、保険給付の増減により県負担金が増額になるものであります。

3項2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は8万円を増額するもので、地域支援事業の増額補正に対する県からの交付金であります。

9款1項3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は8万円を増額するもので、地域支援事業の増額補正に対する一般会計繰入金であります。

次の4目その他一般会計繰入金は、924万3,000円を減額するもので、職員人件費の減額補正に伴う職員給与費等繰入金の減と、介護保険システム改修に伴う事務費繰入金の増であります。

次の10款1項1目繰越金の補正額は1億338万1,000円を増額で、前年度繰越金の確定額であります。

以上をもちまして令和元年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、歳入のほうで163ページで、現年分特別徴収保険料ということで、特別徴収だから事業者とかそっちで引かれるやつですね。それが7,800万円減になっているのですが、先ほどの話だとほかのところでプラスになっているよという話だったのですが、なっていないような気がするのですけれども、大丈夫なのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） この保険料の減については、先ほども申し上げましたように、台風19号被害によりまして、床上浸水の該当世帯につきましては保険料の減額措置を行いました。その減額措置の総額がまだ現在手続をしている、そういう部分のところもございまして、確

定額は出せませんが、予算ベースで考えたときに4,900万円程度、保険料が減額になります。その部分をここで減額という部分で特徴、普徴で割り振りをしています。

特徴のほうが大きく減って、普徴のほうが少し増えているという部分は、減額措置を行ったケースにつきましては普通徴収扱いになる部分のところがございますので、一旦特徴で引いたもののお金を戻す、還付するという部分のところ、これを個人宛てに行うということで、普徴のほうの枠組みの中で対応するよという、そのような形の処理をさせていただいております。

では、そこで減額した部分をどうするのだということでございますが、その下の同じページの下の国庫支出金、国庫補助金の1番目の調整交付金と6番目の介護保険災害臨時特例補助金で賄う形になります。考え方的には、調整交付金で8割を見ます。2割の部分のところをこの特例補助金で見ます。合計で10割、減額した部分のところについては基本的に市の負担がないように、そういう部分のところに対応していきますという、そういう考え方でございます。ただ、今回ここで額が特例補助金、2割のほうが多くて、8割の調整交付金が少ないだろうという部分のところがございますが、調整交付金は今回利用者の減免分しか見ておりません。なぜかと申しますと、3月の保険料まで減額の対象になっていて、保険料の対象が12月を過ぎた部分のときには基本的には翌年度精算しなさいと。つまり令和2年度で対応しなさいという、そういう部分のところになっている関係で、この上の調整交付金は基本的には利用料の減免分だけであります。

逆にその下の特例補助金は、これは当該年に保険料分も、そして利用料分も出さなさいというよいう部分のところでの金額になっているというよいう、そのような形でご理解いただければと思います。大体両方合わせて月額で言うと500万円ぐらいの部分のところというものが減額になり、また戻るというよいう、そんな形になります。

○委員長（古沢ちい子君） ほかに質疑いかがでしょうか。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 171ページの介護予防住宅改修費なのですけれども、ここで225万9,000円増額になっているのですが、これは何件予定しているのか。すみません。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 申し訳ありませんが、この給付費の関係はこれまでの給付実績とこれからの月数、その部分のところでの計算をしてございまして、正確な件数で何件分が増えるという出し方ではない形なので、その辺のところをご了解いただければなというふうに思います。

ただ、参考までに住宅改修で今まで一番月額で払ったのは、174万6,216円を払った月がございまして、平均的に1か月で138万円強の金額の支払いをしているという部分のところがございます。決算見込みが1,768万円ぐらいを想定しております。当初の予算が1,542万円程度でございましたので、差額の225万円について今回補正をお願いしているという形になります。

○委員長（古沢ちい子君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） この上限というのは幾らだったですか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 住宅改修は、基本的には被保険者1人当たり使えるのが、一生の間に20万円というような部分のところになります。

ただ、特例的に、例えば介護度が3段階以上変わった場合とか、転居した場合については、もう一度20万円使えるというような形になります。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょうか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 169ページで、先ほどちょっと居宅から施設に移っているという部分が説明ありましたけれども、主な要因というのは分かっているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 施設整備が進んで、施設が増えたという、そういうことです。

介護保険の部分のところというのは、基本的には施設ができますと、その施設空床ということはあり得ませんので、どんどんその施設に利用者が入ります。そうなってくれば施設の給付費は必然的に伸びていくということで、今回水害に遭ってしまいましたが、片柳町のコープかたやなぎさん、これが50床できています。それと、老人保険施設、大平のぶどうの舎というものが50床の増床が済んでいます。そして、併せて29床の施設が平井町のほうにもできていますので、そういうものに利用者が入るといった部分のところになって、いわゆる施設給付費が伸びているというような、そういう部分のところになっております。

○委員長（古沢ちい子君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 国、県の補助、市の補助全額補助になるのかどうか、ちょっと教えてください。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 介護保険の給付費につきましては、半分が税金、半分が保険料という形になります。65歳以上の方の保険料が23%、40歳から64歳までの方の保険料が27%、税金のほうの50%の内訳は、在宅のサービス、例えばこの住宅改修等であれば国から25%、県から12.5%、市の負担が12.5%という形になります。

○委員長（古沢ちい子君） ほかに質疑いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第12号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

◎請願第1号の上程、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第9、請願第1号 栃木市火葬場建設に関する請願書を議題といたします。

初めに、請願（陳情）文書表を書記に朗読させます。

新村書記。

〔書記朗読〕

○委員長（古沢ちい子君） これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には請願の趣旨やその論点等について、さらには請願に対する賛否などを自由にご討議いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ご意見等がございましたらご発言お願いいたします。

ご発言いかがでしょうか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 請願というのは、国民の基本的な権利の一つでありますけれども、この件に関しまして、私地元という立場も若干加味しまして発言をしたいと思っております。

理由は下記のとおりであると1から6までありますけれども、1番では住民の同意が得られていないということで、基本的には栃木市の土地であります、あの土地は。ですから住民の同意、しかし住民は苦汁の決断をしながら要望等で承認をしたということで、これらについてはここで言われているように、一人一人の同意を取るということはしなかったのだろうというふうに思います。そういう意味で、この請願については承服しかねたいと思っております。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょうか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） この斎場再整備については、再整備検討委員会というのをつくって、長年、平成24年当たりから検討委員会の中で検討してきた結果、最終的にはあそこが決まったと。あそこというか、南部清掃工場跡地に最終的に決まったという、そういう経緯を考えると、その中でも地域住民の意見なんかも聞きながらやってきた結果だと思います。

それと合併特例債が、それを理由にはいけないと思うのだけれども、令和6年で切れると、そういう中で有利な借金というか、市債が組めないというような状況にもなる。そういうことを含めると、やはりこのままでもう一回ストップして、もう一回やり直すというのは、市財政的な面から見て、またあと団塊の世代がかなりもう年取ってきて70歳以上になってきているという状況を考えてみますと、これ以上引き延ばして建設を延ばすというのはいかがなものかだと思います。

以上の点から、この請願については反対したいと思います。

○委員長（古沢ちい子君） ほかにご意見いかがですか。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 私もこの請願につきましては、年に何回も何回も陳情書を採択したり、否決したり、いろいろありましたけれども、今針谷委員さんが話をしましたけれども、三谷地区の方というのは私も多くの人を知っているのですけれども、余り反対している人は少ないように正直感じています。早く引き受けてくれるような状況になっているかなと思っています。

それから、レッドゾーン、イエローゾーン、これはありますけれども、あの山は本当に石で、万葉の昔から崩れたということは一切ないので、今後ちょっと防波堤をすれば十分問題のないところであると思います。今後あそこにスタジアムができるということで、場所的にも本当に静かな場所で、本当にいい場所だなと私は思っていますし、私も栃木市では最高の場所だと、そう思っていますので、この件については否決のほうになるのかなと思いますけれども、お願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（古沢ちい子君） 今不採択の意見が多いですけれども、採択の意見はいかがですか。

〔「討論になっちゃう」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論ではありません。意見を伺っております。

松本委員。

○委員（松本喜一君） いろいろな意見があるのは私も承知していますけれども、意見ということであれば、私は危険な場所であるのかなというのは昔からずっと斎場整備に対しての意見はずっと出してきたつもりです。

それに対して市の執行部のほうは、今県のほうに安全性は出しているとか、それがまだ回答がしていない。そういう回答を、本当は今回の常任委員会で欲しかったというのが現状であります。やっぱりそういう県のほうに振ったときには、そういう結果をしっかりと市の執行部から意見を聞くということが大事。ありきでどんどん、どんどん進んできたような気がするのですけれども、私とし

ではそういうことがちゃんとした経過の中で説明責任をいただければ、こういう請願が出てこないと思っています。

以上です。

○委員長（古沢ちい子君） ほかが意見いかがでしょうか。

ないですか。

では、松本委員。

○委員（松本喜一君） はっきり言いまして、私たちには三谷地区の方々の要望書も金額も全部出なかったと。実際的には、14項目も出ていますけれども、結構多いのですね、これ。皆さんこれ分かりますか、聞いていますか。14項目の要望書が三谷地区から出ているということ、委員の皆さん、分かります。

第1項目は、新斎場は明るいイメージの施設にしてほしい。地元の人を優先して雇用してほしい。要望事項2は、新斎場入り口の幅員、川島・渡辺宅前進入道路の新設、佐山宅から長峰道路の拡幅、三谷地区公民館の進入路の拡幅、新斎場路線から新斎場までの進入路の整備、道路にかぶった立ち木の伐採、継続的に点検実施していただきたい。新斎場から上谷田、和田、中坪線の整備、道路にかかった樹木の伐採、継続的に点検実施していただきたい。要望事項3、星の宮溜周辺に関すること、星の宮溜池からの長峰までの用水路、U字溝の設置及び用水路からの漏れ修繕かな、星の宮溜池の土砂搬出、防犯カメラの設置、星の宮溜下林道の排水整備。要望事項4、運動公園に関すること……

○委員長（古沢ちい子君） 松本委員、これは平成27年に出された三谷地区の要望書。

○委員（松本喜一君） だから、こういう要望を私たちが聞いていない、全部。要望があったということ。

それで、この間の私の質問の中で、この実際的に要望書に対する予算が8,500万円、それで済むのかといたら、それでまだ済まない。そういう予算が全然出てこないで、ただ造ろうというありきでどんどんこれ進んできたのです。県のほうからもそういう安全性の工事の予算も出てこない。そういうのがことごとく出てこないで、ありき、ありきで来ているということが現実だ。はっきり言って、議員に対してやっぱり説明責任を市はちゃんとやっていないから、こういう請願が出てくると思うのです。ここに相当書類が私も預かってみて、信じられないことが多いのです、これ。市民に対しての三谷地区の説明会でもありきで、議員ならいろいろ質問できるのでしょうけれども、民間の人がなかなか質問出づらいつような状況をつくってきたのも現実というのは聞いています。だからこそこういう請願が出てくるのだと思いますけれども、私としてはこれは白紙に戻して、もう一回場所を選定する必要がある。

それで、補助金とかいろいろありますけれども、建設に対しては一般質問で言ったように、年数にしては工事は間に合うと思います。私も建築やっていますから、余裕で間に合うと思いますので

……

○委員長（古沢ちい子君） 松本委員、請願のことを。一般質問の繰り返しになってしまいますので。

○委員（松本喜一君） そういうことで、私としてはこの請願を賛成していただきたいと思います。

○委員長（古沢ちい子君） ほかにいかがでしょう。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 私は、反対の立場でということ、請願者の請願の要旨というのを見直しなさいということなのですから、今紹介人の松本委員の話だと、住民の意見を聞いてくれということならば、そういうふうに書いていただければ、多分私たちもそれをしなければいけないというふうには言えると思います。そのことについては私は賛成はしたいとは思いますが、この件に関しましては市長が公約でやって、その後本当かんかんがくがくの議論があって、議会でもめて、そして検討委員会も再度開かれて、今の場所になりますという手続が踏まれているので、これを今蒸し返す必要はないのかなと。

先ほど言われましたように、請願者が自分たちの要求に対して、疑問に対して答えていないというものであるならば、私たちもちゃんと答えましょうというふうには言えると思いますが、この請願はゼロにしなさいという請願なので、今までの経緯を見て、これはゼロにはできないと私は思います。

○委員長（古沢ちい子君） ほかにご意見。

白石委員。

〔「意見かい。これ討論」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論ではない。請願ですから。

○委員（白石幹男君） 先ほど松本委員のほうから、三谷地区の建設検討委員会からの要望書で14項目、これは出て上がっていますけれども、これは我々議員にもタブレットの中にも入っています。我々も見ています。しかし、これは建設をあそこにするという前提のもとでの要望書ということで、これについては真摯に市のほうもやっていくと思うのですけれども、そういうことは言っておきたいと思います。

それと、住民が心配しているのはあその土砂災害警戒区域だということ、それについても市のほうはかなり調査をして、用地補償コンサルタントに業務委託して、その結果、あそこに赤道のところ土砂が崩れる程度というか、造れば、それで十分対応できる、あと配置を変えるとか。何か執行部の言い分になってしまいますけれども、そういったことで努力はしていると思うのです。あと、今回の台風19号でも災害は、あの地域についてはなかったように思いますので、このまま粛々と進めていただきたいということで、この請願については全くゼロから始めろというようなことなので、受け入れがたいということで、この請願については反対いたします。

○委員長（古沢ちい子君） では、この請願の趣旨、また論点等を皆さんよくお考えいただきまして、

採決に移らせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） それでは、お諮りいたします。

本請願を採択すべきとすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立少数〕

| | | | | | | |
|---|-----|------|------|--------|------|------|
| 〔 | 賛 成 | 松本喜一 | | | | |
| | 反 対 | 大浦兼政 | 浅野貴之 | 内海まさかず | 針谷育造 | 白石幹男 |

○委員長（古沢ちい子君） 起立少数であります。

したがって、請願第1号は不採択とすべきものとするに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって当常任委員会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

（午後 零時13分）